

## 令和6年度大阪市港営事業会計予算

## (総 則)

第1条 令和6年度大阪市港営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1 港湾施設提供事業

## (1) 荷役機械事業

ア 稼動施設数

4 基

イ 利用状況

21,725 千円

ウ 建設改良工事

760,822 千円

## (2) 上屋倉庫事業

ア 稼動施設数

80 棟

237,471 平方メートルほか

イ 利用状況

4,984,377 千円

ウ 建設改良工事

3,411,161 千円

## 2 大阪港埋立事業

## (1) 造成工事

14,031,270 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、セグメント間の内部取引を消去するため港湾施設提供事業の営業費用270,820千円、大阪港埋立事業の営業収益936,258千円をそれぞれ減額している。

		収	入	
第1款	港湾施設提供事業収益			5,014,744 <sup>千円</sup>
第1項	営業収益	5,006,102	<sup>千円</sup>	
第2項	営業外収益	8,642		
第2款	大阪港埋立事業収益			5,253,549
第1項	営業収益	5,221,048		
第2項	営業外収益	32,501		
	合計			10,268,293
		支	出	
第1款	港湾施設提供事業費用			1,978,338 <sup>千円</sup>
第1項	営業費用	1,723,380	<sup>千円</sup>	
第2項	営業外費用	253,958		
第3項	予備費	1,000		
第2款	大阪港埋立事業費用			6,236,541
第1項	営業費用	4,089,234		
第2項	営業外費用	2,146,307		
第3項	予備費	1,000		
	合計			8,214,879

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,620,438千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 73,881千円及び損益勘定留保資金 7,546,557千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	港湾施設提供事業収入			1,300,335 <sup>千円</sup>
第1項	企業債	1,177,000	<sup>千円</sup>	
第2項	固定資産売却代金	41		
第3項	雑収入	123,294		
第2款	大阪港埋立事業収入			13,423,298
第1項	企業債	13,329,000		
第2項	雑収入	94,298		
	合計			14,723,633
		支	出	
第1款	港湾施設提供事業費			4,741,494 <sup>千円</sup>
第1項	建設改良費	4,171,983	<sup>千円</sup>	
第2項	企業債償還金	569,511		
第2款	大阪港埋立事業費			17,602,577
第1項	埋立事業費	14,031,270		
第2項	積立金	2,479		
第3項	企業債償還金	3,385,645		
第4項	企業債諸費	183,183		
	合計			22,344,071

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間		限 度 額 千円
	令和	年度	
上屋倉庫改修工事	7		508,000
咲洲地区埋立工事	7		110,000
港湾施設等補修工事	7		183,000
工事積算システム整備	7		6,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾施設提供事業	1,177,000 <sup>千円</sup>	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	年9.5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。 ただし、本期間中に未償還額の範囲内において借り替えることができる。
大阪港埋立事業	13,329,000			
合 計	14,506,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。